

- ① 地域生活支援事業（地域で暮らすメンバーへの共同リビング提供、アパートやドヤへの訪問活動、共済会によるガレージセールなど）
- ② 宿泊所・自立援助ホーム事業（高齢・疾病・障害などにより 24 時間の生活支援が必要な人を対象にした在宅サービス導入型入居施設）
- ③ 就労支援事業（就労支援ホームの運営、技能修得支援、職業紹介など）

＊地域生活支援センターの実績

「地域生活支援センターすみだ」

墨田区を中心とした支援拠点である。「ホームレス地域生活継続支援事業」参加者の相談窓口であり、定期的にグループホーム、アパート居宅の生活保護受給者などとの交流を目的とした食事会などを開催している。地域生活移行支援事業の参加者、自立支援センター墨田寮退寮者（15名）などの就労自立層に向けて、アパートを借りる際の家賃保証を引き受けている。現在、305名がアパート保証制度を利用している。

支援対象者：アパート保証・生活サポート 305名

地域生活支援事業部 訪問・講習・職場年間参加者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
関わり	728	684	909	747	682	728	824	807	717	732	701	690	8949
実数	134	125	147	117	105	134	138	137	133	130	135	132	1567

「元ホームレス被保護者自立支援事業」

平成21年4月1日から平成22年3月31日までに65名の支援を継続している。平成20年から社会福祉2種宿泊所・簡易旅館から13名のアパート転宅支援を行っている。年間訪問は1430回（不在を含む）、職場体験講習（清掃・仏花）は317回、講習（園芸・健康教室・金銭管理・東京再発見）は153回。他、病院同行、物件内覧・手続き同行、各種手続きなどを1人1人に合わせた支援を行っている。

来年度が委託の見直しの為、来年度にむけ3年間の支援対象者の振り返り、事業の継続を目指している。

事業対象者 65名（H22.3月末）

墨田区居宅安定化事業 訪問・講習・職場年間参加者総数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪問	124	100	144	132	107	94	125	124	96	124	107	153	1430
講習園芸	4	6	6	10	8	5	4	5	4	6	9	9	76
講習健康	2	4	4	3	2	1	1	1	2	3	2	3	28
講習金銭	3	4	5	4	3	2	3	3	3	1	3	3	37

講習東京再発見	0	0	0	0	0	4	0	7	0	0	0	1	12
職場	43	40	48	24	22	22	19	22	14	23	19	21	317

一人暮らしに困難を抱える高齢者・路上生活者のための地域生活支援事業「共同リビングサービス」「敬老室日曜開放事業」

プログラムの内容		回数等		利用料金等		活動実績		
名称	概要	日・時間数	回数	利用者	担い手報酬	平均1回参加人員	延参加人員	参加実人員
リビングサービス	月・火・木・金で共同リビング（昼食・休憩所）を開放。また地域生活のサポートを行う。	6h	197回	1000、6000円	452070円	14人	2646人	65人
敬老室日曜開放	最終日曜をのぞく毎週日曜日、敬老室の日曜開放とイベントを行う。	7h	39回	0円	0円	36人	1395人	153人
隅田川花見大会	山谷堀公園でボランティアの歌唱指導・カラオケなど。お弁当とビールを提供。	4h	1回	300円	0円	23人	23人	23人
本所防災館見学会	墨田区の防災センターにて、1人暮らしでの地震・火災の際の注意、予防について学ぶ。	1h	1回	0円	0円	7人	7人	7人
ボーリング大会	墨田区にあるボーリング場にて、自慢の腕を振る光景が見られる。初心者・30年ぶりに参加するなどいろいろな方が参加された。	3h	3回	300円	0円	15人	46人	46人
隅田川花火大会	隅田公園。センターすみだ事務所内に集まって鑑賞。	2h	1回	300人	0円	30人	30人	30人
ふるさと夏祭り	毎年恒例の夏祭りを台東区の玉姫公園を2日間借り切って開催。地域の住民も参加多数。高野山東京別院のお坊さんが無縁供養。舞台は、連携している障害者団体のバンド演奏・東京善意銀行の手品マジック演芸・ロックバンドのボランティア参加。屋台は協力会員が担当。	5h 2日	1回	0円	0円	48人	98人	98人
葛西臨海公園	江戸川区葛西臨海公園にて、水族館・公園での時間を過ごす。初めて来館される方も多く、楽しんでいただけた。	3h	1回	300円	0円	17人	17人	17人
上野動物園	台東区上野動物園にて、アンケートにより動物園に行きたいと言う声が多く今回のプログラムを採用。都バスなどを活用する。	4h	1回	300円	0円	22人	22人	22人
クリスマス会	センターすみだ事務所内でプレゼント交換・音楽鑑賞・ケーキを配り季節の行事楽しんでもらう。	3h	1回	300円	0円	25人	25人	25人
ふるさと冬祭り	福祉行政の窓口が閉まる今年度は28日（例年は29日）から3日まで敬老室の利用者に毎日昼食の提供と東京善意銀行の演芸・バンドの生演奏・演歌歌手の歌唱を大晦日と3日に行う。この演芸への協力や炊き出しに多数のボランティアが参加。	7h 6日	1回	0円	0円	76人	456人	456人
カラオケ大会	歌自慢がこぞって参加。マイクを握ると話さないぐらいの方が揃う。歌の先生に参加してもらい場を一層貰いました。	3h	1回	300円	0円	19人	19人	19人

その他、障害者自立支援法のグループホーム（補助金事業）や自治体などから

の委託事業も受けている。

以下、関連団体。

- (2) ボランティアサークルふるさとの会（1990年 設立）
アウトリーチや炊き出しなどの応急援護を中心に活動。
- (3) 有限会社ひまわり（2002年設立）
訪問介護と居宅介護支援事業を行うヘルパーステーションの運営。
- (4) 株式会社ふるさと（2007年設立）
給食センター、清掃、廃棄物処理などコミュニティビジネスの開発、就労阻害要因を抱える稼働層のケア付き就労、連帯保証人がいない人のための家賃保証事業など。
- (5) 有限責任事業組合 新宿・山谷ネットワーク（2008年設立）
新宿と山谷における就労支援相談事業。ギャラリーカフェも運営。
- (6) NPO 法人 すまい・まちづくり支援機構（2009年認証）
すまいづくり・まちづくりなどを行う非営利団体に対し、資金や知識資産の提供など企画起業支援事業を行う。
- (7) 更生保護法人 同歩会（2009年認可）
福祉的支援が必要な刑務所出所者に対する更生保護相談事業を運営。

7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）

- (1) 働くことのできない人の支援
困窮・単身・高齢要介護・認知症などの障害を抱える人を対象に、2009年度は病院、旅館、宿泊所などから延べ345名の地域居住を支援した。
 - (2) 働くことのできる人の支援
派遣切れが社会問題になる中での就労支援ホーム開設から1年経ち、日常生活の安定とともに就労支援へと重点が置かれてきた。就労を通じ、自己肯定につながる自信、自己治癒といったケアを他者との関係を通じて図り、本人の状態に合わせた自立への道筋を立てている。開設時から始めた就労プログラムは20年度延べ359名から1,100名に増え、生業扶助を使ったヘルパー2級取得者4名、精神障害者社会適応訓練者2名も加わった。更にケア付就労も含めた就労については7名から17名になり、アパート転宅においては6名が転宅し、ステップアップを果たした。
22年度は「精神障害者適応訓練」「自立支援プログラム（生業扶助）等の社会サービスの更なる充実を図り、外部企業との連携も含めた雇用創出に力を注ぎ、更なる雇用の拡大を図って行く。（「総会に向けての報告」より）
- ① 就労支援ホーム（単身女性・母子世帯）

2009年度事業利用者は9世帯(定員6)。年齢は20代~60代。前居所は社員寮、友人宅、ネットカフェ自宅など。就労阻害要因は注意欠陥障害、軽度の知的障害、軽度の精神障害(うつ病など)など。DVケース、外国人含む。5名はヘルパー、宿泊所生活支援補助(NPO雇用)、飲食店などの仕事に就き(半就労・半福祉)、4世帯がアパート転宅をした。

② 就労支援ホーム(生保中心)

2009年度事業利用者は21名(定員11)。内20代~30代が10名。前居所はネットカフェ、サウナ、路上など。就労阻害要因は感染症、軽度の知的障害、軽度の精神障害など。16名は宿泊所生活支援補助(NPO雇用)、ヘルパー、一般就労、社会適応訓練事業などに参加(半就労・半福祉)。4名がアパート転宅した。

③ 就労支援ホーム(非生保中心)

2009年度事業利用者は4名(定員4)。3名は路上生活歴あり。1名は他事業者運営宿泊所から転居。宿泊所清掃、宿泊所生活支援補助員、ヘルパーなどの仕事に就き、自活している(NPO雇用)。

*就労支援ホームのプログラム実績は別表参照。対象者の平均年齢は43.9歳、全体の33.3%は知的または精神障害を抱えている(重複障害のケースもあり)。

④ 緊急就労・居住支援事業(非生保)

2009年度事業利用者は10名。内9名は40代~50代。前居所はアパート、旅館、路上など。全員が就労。内、宿泊所等での日常生活支援に8名が就く(NPO雇用)。

(3) 地域生活支援

地域生活移行支援事業に参加して公園からアパートに転宅した380名(平成16年、18年、19年度合計)のうち、344名はアパート生活を継続。

*現在アパート生活を支援している586名の平均年齢は63.8歳(まもなく介護保険1号被保険者になる)、認知症・障害・要介護のいずれかに該当する人は75名(12.8%)である。今後の地域生活の継続が「効果」として問われると思われる。

8. 取組開始課程(取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など)

(1) 「応急援護」(ボランティアの炊き出し)の限界から「居場所づくり」(高齢路上生活者自立支援センター・共同リビング)へ

(2) 「社会的入院」という課題にぶつかる(宿泊所の運営へ)

- (3) 要介護対応の宿泊所開設・ヘルパーステーションの設置
- (4) 自立援助ホーム（支援付き住宅）の開設（居住支援＋社会サービスによる問題解決へ）
- (5) 認知症等高齢者の地域居住・生活支援を通して元ホームレス・生活保護受給者等の積極的雇用

9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）

- ・ 2010年7月の利用者総数は914名。
- ・ 914名の内訳は、宿泊所107名、自立援助ホーム172名、就労支援ホーム21名、グループホーム13名、地域居宅586名、緊急就労・居住支援事業15名。
- ・ 914名の内、生活保護受給者は819名。宿泊所、自立援助ホーム、就労支援ホームの18名、グループホームの9名、地域居宅の513名は生活歩を受給。
- ・ 緊急就労・居住支援事業はすべて生活保護法外。

10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

NPOの自主事業を行政が活用し、プログラム化することが必要

11. 取組費用をどのようにしているのか

- ・ 宿泊所、自立援助ホーム、就労支援ホームは生活保護費から利用料をまかなっている。
- ・ 地域生活支援事業は、東京都福祉保健財団からの助成金と区からの委託費。
- ・ グループホームは区からの補助金。
- ・ 緊急就労・居住支援事業は都からの委託費。

12. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）

- ・ 資金調達（特に事業開始時。多くの場合、防災やバリアフリー化などの改修費用が自己資金）
- ・ 物件調達（賃貸物件の確保、東京の地価の高さなど）
- ・ 支援の対価がない（特に認知症など障害を抱える人への日常生活支援、社会サービスや就労支援のコーディネートを行うスタッフの人件費）

13. 取組に携わる職員数、立場（NPO職員か、ボランティア等）

- ・ グループ全体で186名（2010年3月）。ボランティア含まず。
- ・ 内、これまで元ホームレス、被保護者等72名を雇用（全体の38％）。

ふるさとの会29名（生活支援業務）、株式会社ふるさと33名（清掃・施設職員補助）、ヘルパーステーション10名。

- ・ 2010年1月より緊急就労・居住支援事業（都受託）により10名を雇用。
- ・ 職場体験講習156名受け入れ実績。
- ・ ボランティア251名。

14. 対象者にどのように広報していったか

- ・ 福祉事務所・地域包括支援センターなど公的機関への広報
- ・ アウトリーチ

15. 地域社会との関わり

- ・ いろは商店街をよくする会（当会理事が共同代表）
- ・ 各事業所が地域の町会に介入（お祭り、防災訓練などに参加）
- ・ 物件提供（を受ける）
- ・ 共済会（ガレージセール）など地域に開かれた行事
- ・ 地域ケアネットワークにおけるカンファレンス、事例検討会
- ・ 就労支援プログラムによる地域清掃
- ・ 見守り（迷子老人の保護など）

21年度 就労支援事業部 就労支援ホーム 実績(総会用)

【就労支援実績】

プログラム参加状況(21年4月～22年3月)

プログラム名	内容	延べ参加人数
地域清掃	社会参加を目的に施設周辺の道路の清掃	103名
シンキング講習	ビジネスマナー、クロスワードパズルなど、自己で考える訓練	89名
就労活動	ハローワークで職種のイメージ、清掃講習などでスキルアップ	83名
施設賄い補助講習	ヘルパー2級取得を念頭に、「晃荘」での賄い補助を通じて日常支援訓練	289名
施設清掃	集団生活の訓練として利用している施設の清掃	127名
ミーティング	施設運営にコミットさせるための場	409名
各種ボランティア	越年冬祭り、帰宅困難者訓練、東京善意銀行主催のボランティア参加	21名
各種レクリエーション	はるかぜ利用者による自発的に計画した「ほおずき市見学」など	14名

社会サービス(21年4月～22年3月)

サービス名	人数	備考
生業扶助	4名	ヘルパー2級取得
社会適応訓練	2名	訓練場所(ホテル三晃・あさひ館)

就労実績(21年4月～22年3月)

形態	人数	備考
ケア付就労	13名	ヘルパー、清掃、賄い補助、宿直
外部就労	4名	蕎麦屋、弁当屋、コンビニ、アンケート調査



地域清掃



保育園運動会



ヘルパー就労

(5) NPO 法人文化学習協同ネットワーク

1. 取組主体名

特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク

2. 協働の相手方

- (1) 東京都 青少年・治安対策本部（委託もと）
- (2) 西東京市（委託もと）
- (3) 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室、三鷹市、武蔵野市、 等

3. 対象者

- (1) 10代後半からおおむね30代前半までの「社会的ひきこもり」等の状態にあり、社会参加にむけて一歩踏み出そうとしている男女。
- (2) 生活保護受給世帯に所属する若者で、社会参加に何らかの支援を必要とする者。
- (3) いわゆる「フリースペース」の運営に特化しているわけではないが、当法人が事業展開し、利用者（子ども・若者）にとって「居場所である」と認識されている諸事業では、小学生から30代までそれぞれ対象としている。

4. 開始年月

- (1) 2008年4月より
- (2) 2008年4月より
- (3) 当法人の前身である団体の運動が始まったのは1974年。当初より今で言う「居場所」的な役割を果たしていたと考えられる。

5. 目的

どの事業においても、当法人では「発達保証」を最大の目的にしている。各自により時どきの発達課題は異なるが、「自分を生きる主体をたちあげる」「人と社会と自分に対する信頼を回復する」ということは共通している。

6. 取組内容

- (1) 子ども発達支援事業
 - ①フリースペースコスモ
 - ②特別支援教育事業
 - ③こども土曜教室
 - ④冒険遊び場
 - ⑤サマースクール、スキーツアー等
 - ⑥おやの会

- ⑦文化学習センター（学習教室）
- (2) 若者自立支援事業
 - ①みたか地域若者サポートステーション（厚労省）
 - ②相模原地域若者サポートステーション（同）
 - ③高校中退アウトリーチ事業（同） ④短期合宿型プログラム（同）
 - ⑤塾・訓練合宿型若者自立プログラム（同）
 - ⑥交流スペース「コンパス」（東京都）
 - ⑦醗酵被保護者ひきこもりネット対策事業（生保にかかわる事業）
 - ⑧武蔵野市引きこもりサポート事業
 - ⑨各種セミナー等
- (3) コミュニティビジネス(ソーシャルエンタープライズ)事業
 - ①コミュニティベーカリー風のすみか ②二ローネ風のすみか農場
 - ③IT事業プロジェクト(2009年度より準備開始)
- (4) 子ども若者育成支援事業（生保にかかわる事業・事業分野横断）

上記のそれぞれが、一人ひとりのかかわり方や期間により、利用者達にとって「居場所」として意識されている様である。

7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）

- (1) なによりも社会参加への「第一歩」であり、居場所が「基地」となることで、よりスムーズにステージアップができる。
- (2) 同じような境遇にある同世代と出会うことで、孤立をこる第一歩が踏み出せる。
- (3) 異質な他者との出会いが準備され、ある程度守られ、コーディネートのあるところで、自らの世界をひろげられる。
- (4) 「居場所」という社会を、より豊かに作り上げていく課程に参加することで「社会制作に向かう意欲と力」を各自なりに獲得できる。
- (5) 「居場所」を拠点とした、社会に開かれた学びに参加が保証される。
- (6) 概して他者・社会・自身への信頼を獲得し、または回復することに大きな役割を果たしている。
- (7) また、いったん居場所を「卒業」した者にとっても、居場所が「帰れる場所」として維持されていることで、困難に直面したときに孤立化していくことを防止している。

8. 取組開始課程（取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など）

- (1) 我々の運動の開始は1974年、学力不安が日本中を覆ったことから始

まっている。

- (2) 19990年代には「登校拒否・不登校」に関わる教育相談がよせられ、不登校の子ども達のためのフリースクールを開設した。
- (3) 90年代後半には「フリーター問題」として相談が寄せられる。同時に「ポスト不登校」の青年層に関わる相談も増えていく。これらの困難に対する支援事業は社会的に整備されていず、「やむにやまれず」当法人が手探りでプログラムをつくってきた。
- (4) やがて「ひきこもり」問題、「ニート」問題、最近では子ども・若者の貧困問題として社会的に意識され、行政サイドも施策の必要性を認識し、委託事業を受けるようになっていった。

9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）

当法人の3つの事業に照らして利用者をカウントすると以下の通り

- (1) 子ども発達支援事業：約60名
- (2) 若者自立支援事業：年間約600名（単発も含む）
- (3) その他家族会や講演会などの事業も行っている。

10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

- (1) 若者にかかわる事業は、委託元としての厚生労働省や東京都との連携は強い。
- (2) 今後基礎自治体との、資金面を含めた連携が不可欠になってくる。特に「子ども・若者育成支援推進法」にもとづき、自治体との協同が社会的にも求められてくるだろう。

11. 取組費用をどのようにしているのか

- (1) そもその費用は、利用者負担（月謝）だった。
- (2) 2000年代中頃から若者支援の施策が国や自治体をはじめめることで、利用者負担を軽減もしくは免除して、委託費でまかなうようになった。
- (3) その他の事業や、法人会員の会費なども重要な収入源となっている。

12. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）

- (1) 活動資金の問題
 - そもそも「受益者負担」では限界があった。
 - 現状でも「委託費」には様々な制限があり、法人の持ち出し分もある。
- (2) 人材確保の問題
 - 前項とも関わるが、資金の問題で必要な人材を確保できないこともあつ